

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 6 月 14 日（金）第2914号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

○大型汎用機使用システム最適化業務に係る企画提案競技実施公告（情報政策課取扱い） 1

公 告

大型汎用機使用システム最適化業務に係る企画提案競技実施公告
大型汎用機使用システム最適化業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。
平成25年 6 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

大型汎用機使用システム最適化業務

(2) 業務内容

大型汎用機使用システム最適化業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）
及び大型汎用機使用システム最適化に係る提案依頼書（以下「提案依頼書」という。）に
よる。

(3) 履行場所

鹿児島県行政庁舎

(4) 履行期限

平成28年 3 月 31 日

2 企画提案競技に参加するものに必要な資格

(1) 単独企業にあっては、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である
こと。

イ 5の(3)の提案参加資格審査申請書の提出期限の日において、鹿児島県から指名停止を
受けている者でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき
更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項
の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったと
き等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者で
あること。

エ 次の(㉑)から(㉓)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(㉑) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(㉒) 役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6
号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(㉓) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している者

(㉔) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためこれらを利用している者
- (カ) (ア)から(キ)までに定める者の依頼を受けて企画提案競技に参加しようとする者
- オ 過去5年以内に他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市において人事管理業務及び給与管理業務に係るシステムの構築から本稼働までの業務を受託し、適切に完了した実績を有する者であること。
- (2) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
- ア 構成員のいずれもが、(1)のアからエまでの要件を満たしている者であること。
- イ 構成員のいずれかが、(1)のオの要件を満たしている者であること。
- ウ 構成員のいずれもが、単独企業又は他の共同企業体の構成員として、本件企画提案競技に参加していない者であること。
- 3 実施要領及び提案依頼書の交付場所及び交付期限
- (1) 交付場所
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (2) 交付期限
平成25年6月24日（月）午後5時15分
- 4 説明会の開催日時及び場所
- (1) 日時 平成25年6月20日（木）午後2時
- (2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）8-出-1会議室
- (3) 説明会への参加希望者は、8の問合せ先に参加する旨をあらかじめ連絡すること。ただし、説明会への出席は、本件企画提案競技に参加するものの義務ではない。
- 5 提案参加資格審査申請書の提出場所等
- (1) 提出場所 3の(1)に同じ。
- (2) 提出方法 実施要領による。
- (3) 提出期限 平成25年6月24日（月）午後5時15分
- 6 企画提案書の提出場所等
- (1) 提出場所
3の(1)に同じ。
- (2) 提出方法
(1)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (3) 提出期限
平成25年7月8日（月）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- 7 企画提案書の採否等
提出された企画提案書のうち見積金額が予定価格の制限の範囲内であるものの中から、その内容、見積金額等を総合的に審査して最優秀者を決定し、最優秀者と本件業務の委託契約の交渉を行う。
- 8 企画提案競技に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2384

ファックス番号 099-286-5527

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有する旨の通知を受けた者のみ企画提案書を提出できるものとする。
- (4) 企画提案書を提出した者は、別途指示する日時にその内容についてプレゼンテーションを行うこと。
- (5) その他企画提案競技に関する詳細な事項は、実施要領及び提案依頼書による。

10 SUMMARY

- (1) SUBJECT MATTER OF THE CONTRACT:
Mainframe system optimization
- (2) TIME LIMIT TO EXPRESS INTERESTS:
5:15 p.m. 24 June 2013
- (3) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF PROPOSALS:
5:15 p.m. 8 July 2013
- (4) CONTACT POINT FOR THE DOCUMENTATION RELATING TO THE PROPOSAL:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2384
FAX 099-286-5527